

神戸常盤大学 同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、神戸常盤大学同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と向上を図り、かつ、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の整理
- (2) 会報の発行、他情報発信
- (3) 会員の親睦・交流のための事業及び慶弔
- (4) 母校の事業に対する援助、協力
- (5) 準会員への援助、協力
- (6) その他、前条の目的を達成するための事業

(本部事務局)

第4条 本会は、本部事務局を神戸常盤大学内に置く。

第2章 会員

(構成と資格)

第5条 本会は、次の会員を以って構成する。

- (1) 正 会 員 神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部を卒業した者、および途中退学者で本会への残留を希望し理事会の承認を得た者
- (2) 準 会 員 神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部に在籍する者
- (3) 特別会員 神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部の専任職員及び専任職員であった者

(義務)

第6条 本会の正会員は、氏名・住所に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。

(資格の喪失)

第7条 本会の会員は、次に掲げる事由により資格を喪失する。

- (1) 死亡、失踪宣告
- (2) 本会の名誉を著しく傷付けた者で、総会において除名を決議された者

第3章 会費

第8条 本会の会費は、終身会費として20,000円を入学時に一括納入するものとする。但し、通信課程生は卒業時に納入するものとし、これをもって正会員となる。

- 2 会費は、正会員に関しては理由を問わず返還はしない。但し、準会員で退学もしくは除籍になった者から退会を希望する申し出があった場合には返還をすることができる。
- 3 特別会員は会費を免除される。

第4章 役員および顧問

(役員の種類および定員)

第9条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名以内
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 理 事 10 名以内
内 1 名は会計を担当する。
- (5) 監 事 2 名以内

(役員の仕事)

第10条 役員は、次の仕事を行う。

- 2 会長は本会を代表し併せて会務を統括し、総会・理事会・支部長会を招集する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に支障ある時はその職務を代行する。
- 4 事務局長は会長を補佐し、事務全般を総括して書類及び帳簿を管理する。
- 5 理事は会務を協議し、事業を推進する。
- 6 会計担当理事は、本会の財産・予算を管理し、出納事務を担当する。
- 7 監事は会務の執行状況および資産状況を監査し、その結果を総会において報告する。

(役員を選任)

第11条 本会の役員を選任は、次による。

- 2 会長、副会長、事務局長は正会員の中から理事会で選出し、総会において承認を得なければならない。
- 3 理事及び監事は正会員の中から会長の指名により選出し、総会において承認を得なければならない。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 任期中欠員が生じた場合は理事会の議決により補充できる。その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 任期満了後であっても、後任の役員が選出されるまではその職務を担う。

(役員解任および辞任)

第13条 役員が各号の一つに該当した時は、その期間中であっても理事会の議決により、総会の承認を得て解任することができる。

- (1) 職務上の義務に著しく違反した時
- (2) その他、本会の役員として不適当と思われる重大な理由がある時
- 2 役員は、任期途中であっても健康上止むを得ない理由等により、理事会の承認を得て辞任することができる。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が推薦し、理事会の承認を得る。
- 3 顧問は理事会に出席して、意見を述べることができる。
- 4 顧問は会長の相談に応じる。

(報酬等)

第 15 条 役員及び顧問は無報酬とする。但し、交通費等職務遂行のための必要な経費は支給するものとする。

第 5 章 支部

(設置)

第 16 条 本会は第 2 条の目的を達成するために、地域を単位とした支部を設けることができる。

2 支部の設置、運営に関しては別に規定を定める。

第 6 章 会議

第 17 条 本会には、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 理事会

(総会)

第 18 条 総会は、本会の最高議決機関であつて、正会員をもって構成する。

2 毎年 1 回定期総会を開催する。尚、理事会において必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。

3 議長は、会長が指名した役員がこれにあたる。

4 議決は、出席者の過半数をもって行う。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

5 総会は次に掲げる事項について審議し決議する。

(1) 会則の改廃

(2) 年度事業報告および収支決算

(3) 年度事業計画および収支予算

(4) 会長、副会長、事務局長、理事、監事の承認

(5) 会員の除名

(6) その他理事会において必要と決議した事項、その他重要事項

6 議事録は、事務局が作成し、議長及び出席者の中から議長が指名した 2 名が署名押印の上これを保存する。

(理事会)

第 19 条 理事会は、役員をもって構成し、本会の会務を執行する。

2 議長は、会長とする。尚、会長が指名することもできる。

3 理事会は構成役員の過半数の出席により成立する。

4 監事は、理事会に出席し、議事に参加することはできないが意見を述べることができる。

5 議事は出席者の過半数の賛成により決議する。同数の場合は議長がこれを決定する。

6 理事会は次に掲げる事項について審議し、決議・決定する。

(1) 事業にかかわる事項

(2) 会計に関する事項

(3) 会則および規定に関する事項

(4) 総会で決定した事項

7 議事録を作成し、事務局でこれを保管する。

第7章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は、会費および寄付金をもってこれに充てる。

(会計年度)

第21条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算・決算)

第22条 予算は、毎会計年度理事会で審議し、総会に提案し承認を得なければならない。

- 2 決算は、毎会計年度会計担当理事が作成し、監事の意見を付して総会に報告し承認を得なければならない。

第8章 事務員

第23条 同窓会事務を処理するために、本部事務局に事務員等を置くことができる。

- 2 事務員の報酬並びに交通費は、理事会において決定する。

(任免)

第24条 事務員の任免は、理事会の承認を得て会長がこれを行う。

第9章 会則の変更および解散

(会則の改正)

第25条 本会則の改正は、理事会で審議し総会の議決によらなければならない。

(解散)

第26条 本会の解散は、総会の議決による。

附則

本会則は、1969年(昭和44年)4月1日に制定し、施行する。

本会則は、2008年(平成20年)4月1日母校改組により、同窓会名を神戸常盤大学同窓会とする。

本会則は、2019年(令和元年)全面改正し6月23日より施行する。

運営規程

補助金規程

- 第1条 この規程は、補助金の交付に関して必要な事項を定める。
- 第2条 同期や学部・学科等の会員相互の繋がりを活性化することを目的とした会に資金援助を行う。
- 第3条 10人以上が参加する同期会やクラス会の補助金について、次のように定める。
- 2 補助の額は、1,000円×参加人数とする。（上限100,000円）
 - 3 1団体、年1回の開催補助とする。
 - 4 補助金の請求については会の終了後、規定の補助金請求書に参加者全員の集合写真、補助金を充当した領収書、案内状発送者名簿を添えて提出することとする。
 - 5 別途、開催のための連絡にかかる通信費を年1回まで請求できる。上限は30,000円とし、規定の補助金請求書に領収書、送付先一覧、開催できなかった場合は理由書を添えて提出することとする。
- 第4条 この規程の改廃は、理事会の議決によって行うことができる。

附則

この規程は、2024年（令和6年）11月15日より施行する。

支部設置規程

- 第1条 この規程は、会則16条に基づき、支部の設置に関する必要な事項を定める。
- 第2条 支部は本会の活性化及び大学の発展に寄与すると共に、支部会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 支部を設置する時は、会長宛に申請し理事会の承認を得るものとする。
- 2 支部は20名以上の正会員をもって設けることができる。
 - 3 申請に際しては名称、支部長、規約、計画等を定め、会員名簿を添えて規定の「支部設置申請書」を提出しなければならない。
- 第4条 本部より認可を受けた支部に対しては、本部より助成金を交付する。助成金の額については理事会で決定する。
- 第5条 支部発展のため、次の機会に本部より援助する。
- (1) 支部結成
 - (2) 支部総会
 - (3) その他、本部が必要と認めた時
- 第6条 支部は、年1回総会を開催しなければならない。
- 2 支部は年度末に年間活動と助成金決算を本部に報告しなければならない。
- 第7条 支部長は支部を統括し、本部との連絡を密にして報告及び相談を行う。同窓会会長が招集する支部長会に出席する。
- 2 支部長以外の役員については、支部独自に決める。
- 第8条 必要な報告がなされない時や活動状況によっては、理事会で審議の上会長はその改組を勧告し、また廃止することができる。
- 2 自主的に解散する時は支部の構成員で協議し決定の上、その旨を本部に報告する。
- 第9条 この規程の改廃は、理事会の議決によって行うことができる。

附則

この規程は、2019 年(令和元年)6 月 23 日より施行する。

慶弔規程

第 1 条 この規程は、会員の慶弔および表彰に関する必要な事項を定める。

第 2 条 特別会員、その他本会と密接な関係にある者の弔事については、方法も含めてその都度理事会において審議する。

第 3 条 会員が学術、芸術、スポーツ等において顕著な功労を修めた時は祝意を表すことができる。

2 正会員が叙勲、受章、表彰等社会的栄誉を授かった時には、理事会の承認を受けて祝意を表すことができる。祝意の方法については理事会で決める。

3 準会員に対し、卒業時に各科 1 名に対して記念品を添えて奨励賞を贈ることができる。

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の議決によって行うことができる。

附則

この規程は、2019 年(令和元年)6 月 23 日より施行する。